

令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託 仕様書

1. 業務名

令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託

2. 概要

本県の首都圏情報発信拠点「奈良まほろば館」は、本県の観光、食、特産品、伝統工芸などの情報を一体的に発信し、本県の「多様な魅力に対する認知度」と「ブランド力の向上」を図り、首都圏からの観光客の誘致、県産品の販路拡大を促進することを組織目的に設定している。

当業務では、上記目標のうち、本県の「多様な魅力に対する認知度」の向上を目的とした事業を実施する。併せて、本県の多様な魅力を奈良まほろば館が効果的に発信するため、奈良まほろば館の認知度・満足度の向上を目的とした事業を実施する。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4. 業務内容

- (1) 本県の多様な魅力に対する認知度の向上を目的とし、上記業務期間中、下記①～③の催事を実施すること。

1階・・・Shop、Cafe&Bar まほら

2階・・・イベントルームA・B、TOKi (Restaurant&Bar)

各場所の詳細は、(別紙2)を参照。

①奈良まほろば館移転リニューアル3周年フェア

奈良まほろば館が令和6年8月10日に移転リニューアル3周年を迎えることを契機として活用し、3周年記念フェアを実施することにより、本県の多様な魅力を情報発信し、将来的に奈良県への誘客につなげる。

ア. 開催期間は7月中旬から8月10日までを基本とし、期間の延長は可能とする。詳細な開催期間は県と協議の上決定する。

イ. フェア期間中は、7月27・28日（土・日）、または8月3・4日（土・日）の2日間にメインイベントを実施すること。各日の実施内容については、同内容でも可能とする。また、上記日程での実施が困難である場合は、県と調整の上代替日を設定すること。

ウ. 開催期間中は、来館促進や館の認知度向上を目的としたキャンペーン等（例：一定金額購入者にオリジナルノベルティプレゼントや抽選会等）を実施すること。実施に当たっては、誘客効果を高めるオリジナルノベルティを委託金額内で作成する等、工夫を凝らすこと。

- エ. 土日等集客が見込める時期に、サブイベント（例：奈良らしさを感じていただけるようなワークショップ等）を1～2回実施すること。実施場所はイベントルームAを想定している。ただし、予算との兼ね合いで実施が難しい場合は、上記ウのキャンペーンを優先して実施することとする。
- オ. メインイベント内容は、1階と2階で別々のイベントとしても差し支えないが、両階で一体となって盛り上げるイベントの実施が望ましい。実施に際しては、実施するイベントジャンルの情報発信を得意とするインフルエンサー（SNS等発信力のある者）もしくはメディア関係者を招き、奈良まほろば館移転リニューアル3周年フェアの情報を大きく拡散させる内容とすること。一般客向けのイベントを行いメディア関係者にその様子取材させる形態、またはメディア関係者・インフルエンサーを参加対象としたメディア関係者向けイベント等形式や手法は問わないものとし、具体的な内容は受託者の提案を元に、県と受託者で協議のうえ決定することとする。
- カ. フェア実施に際しては、当館SNS（InstagramやFacebook等）のフォロワー増加につながる取り組み（広告掲出等）を、合わせて実施すること。

②食にまつわる催事（2回）

来館者へ実施時期に併せた奈良の食の魅力を発信するため、食にまつわる催事を年2回実施すること。

- ア. 催事内容は本県の食・食文化に関連したものとする。
- イ. 催事の実施日数については指定しない。
- ウ. 催事のテーマとして以下の2つを想定しているが、別のテーマや開催時期に変更することも可能とする。テーマや開催時期、催事内容の決定に際しては、県と相談の上で決定すること。

（テーマ・時期は例示）

想定テーマ	想定期間
そうめん	8月～9月
日本酒	1月～2月

- エ. 実施する催事のうち1テーマ以上について、1階shop(Cafe&Barまほらを含む)と2階TOKiを連携させた内容とすること。
- オ. 催事テーマに関する講座等をイベントルームAで実施することも可能とする。
- カ. 奈良まほろば館SNSフォロワー増加のために、Instagramフィード広告を活用した来館促進及びフォロワー増加キャンペーンを催事毎に実施すること。
催事時期に行うキャンペーン内容については、各催事内容に合ったものにする。広告用クリエイティブ作成にあたり必要となる写真は、県から提供することも可能とする。

③正月催事（1回）

正月の時期に見合った催事を、1階shop(Cafe&Barまほらを含む)で実施すること。

なお、年始時期（1月3日～14日頃）にはCafe&Bar まほらで「お雑煮フェア」の実施を予定しているため、当該フェアと調和の取れた企画とすること。

ア. 催事内容は、一定金額以上をお買い上げの方を対象とした「奈良県特産品」が当たる福引き抽選会を想定しているが、より来館促進に繋がると考えられる企画を提案する場合は、県の承諾を得た上で実施することを可能とする。

イ. 催事の実施日数については指定しない。

ウ. 奈良まほろば館 SNS フォロワー増加のために、Instagram フィード広告を活用した来館促進及びフォロワー増加キャンペーンを催事毎に実施すること。

催事時期に行うキャンペーン内容については、各催事内容に合ったものにする。

広告用クリエイティブ作成にあたり必要となる写真は、県から提供することも可能とする。

※催事全体に関する留意事項

- ・実施内容については、奈良まほろば館の雰囲気に合わせており、奈良まほろば館への誘客効果も見込めるものとする。
- ・実施内容に応じて、奈良まほろば館運営事業者とも企画段階から調整を行い、業務を円滑に実施すること。
- ・来館者の動線を妨げたり、落下物等が発生して来館者に危険が及んだりするような展示や装飾等は行わないこと。
- ・ノベルティプレゼント等を行う場合は、委託金額内で準備、実施すること。
- ・1つの催事に極端な費用が掛からないよう、予算配分に留意すること。

(参考：奈良まほろば館が保有する SNS アカウント情報)

【Instagram】ユーザーネーム：mahorobakan

アカウント URL：<https://www.instagram.com/mahorobakan/>

ユーザーネーム：naramahorobashop

アカウント URL：<https://www.instagram.com/naramahorobashop/>

ユーザーネーム：toki.nara

アカウント URL：<https://www.instagram.com/toki.nara/>

【Facebook】ユーザーネーム：奈良まほろば館

アカウント URL：<https://www.facebook.com/naramahorobakan>

【X】ユーザーネーム：奈良まほろば館（1F ショップ）@mahorobakan

アカウント URL：<https://twitter.com/mahorobakan>

(2) 業務完了検査

① 業務完了報告

業務完了後速やかに、業務完了報告書を提出し、県の検査を受けることとする。

② 報告事項

業務完了報告書は、以下の内容を含めて県へ報告・提出すること。

- A) 取組の経過、完了状況
- B) 記録用写真
- C) 本委託業務に係るSNSによる情報発信の効果測定結果
- D) その他県が必要と認めた資料

③ 提出方法

書面及び電子データ（提出データ一式をCD-R又はDVD-Rに保存）

④ その他

県は、報告を受けた場合は、書類内容の審査及び報告を求めることができる。また、事前に受託者に通知し、受託者の業務所内規則遵守を前提に業務場への立ち入り、請求内訳その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができる。

5. 会計帳簿

この事業に係る経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。会計帳簿のほかこの事業による成果物は事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

6. 著作権

成果品の著作権等の取り扱いは、以下のとおり。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

7. 委託料上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

8. 業務完了報告書や成果物の提出場所

奈良県観光局奈良まほろば館（東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル2階）

9. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を本業務遂行上必要のない第三者に漏洩、開示してはならない。また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても

同様とする。

10. その他

- ・ 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、契約締結後速やかに県の承認を得ること。
- ・ 催事の実施については、奈良まほろば館の運営受託者と連携して、通常営業に支障が出ないように実施すること。
- ・ 業務の全部を第三者に委託し請け負わせることはできない。ただし、受託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県へ書面による協議を行い、承諾を受けた場合は受託業務の一部を再委託することができる。
- ・ 本業務の実施にあたっては県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- ・ 本仕様書に示す業務の遂行に支障があると県が判断した場合は、県と受託者と協議の上、担当者の変更等ができるものとする。
- ・ 業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・ 県との各種協議について、概要議事録を作成し、県に提出すること。
- ・ 著作権等調整が必要な権利関係が存在する場合は、受託者は必要な調整を十分行い、万一、損害等が生じたときは、受託者の責任と負担において補償等を行うこと。また、著作物の使用にあたって使用料等が必要な場合は受託者の負担とする。
- ・ 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）は、受託者もしくは第三者が保有する権利を除き、原則として県である県に帰属するものとする。本業務で得られたデータ等については、県に帰属し、県の許可なくして使用・流用してはならない。
- ・ 本業務を受注しようとする者は、別紙の公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。

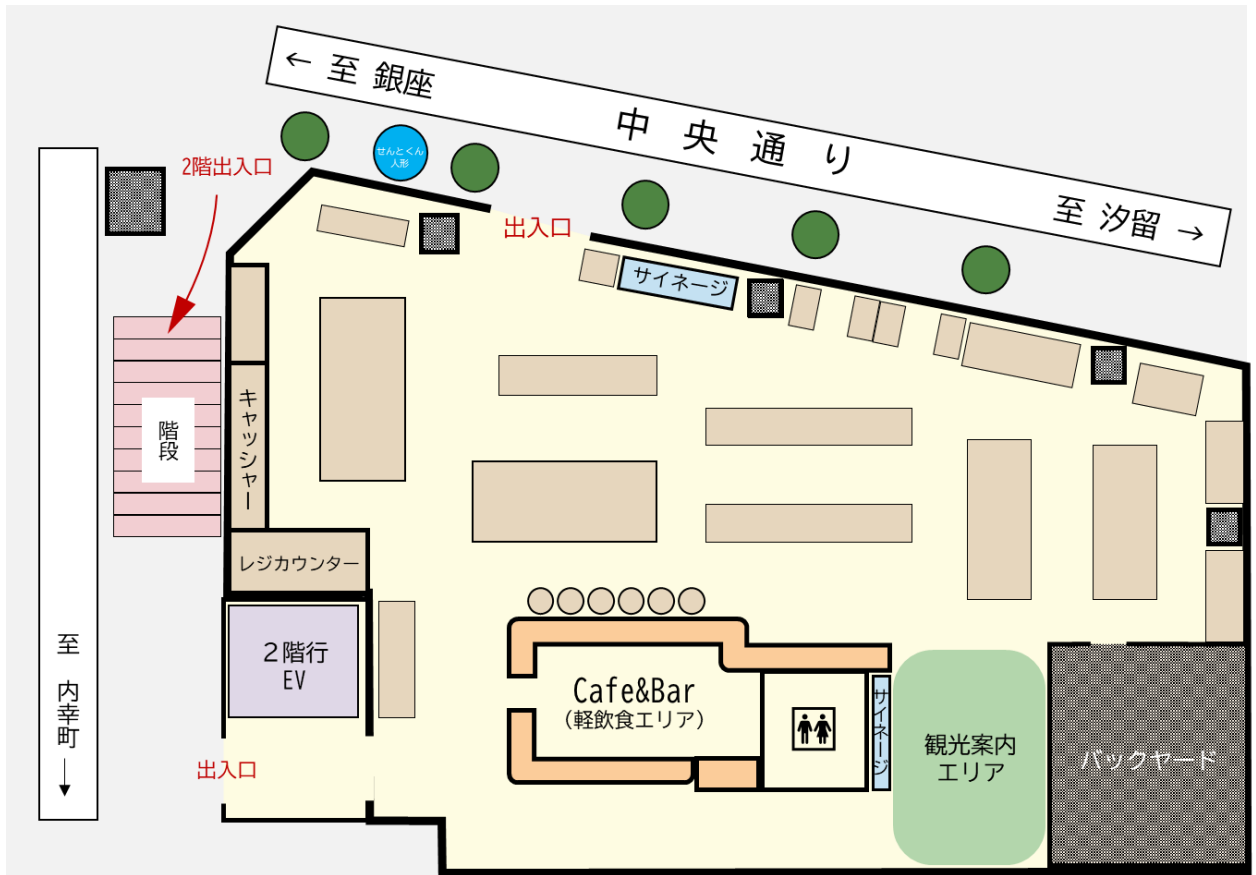
(別紙1)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(別紙2)

1階



Shop



令和5年度は、出入口付近のスペースを使用し、移転2周年フェア時に「氷みくじ体験」、年始催事に「福引き抽選会」を実施。

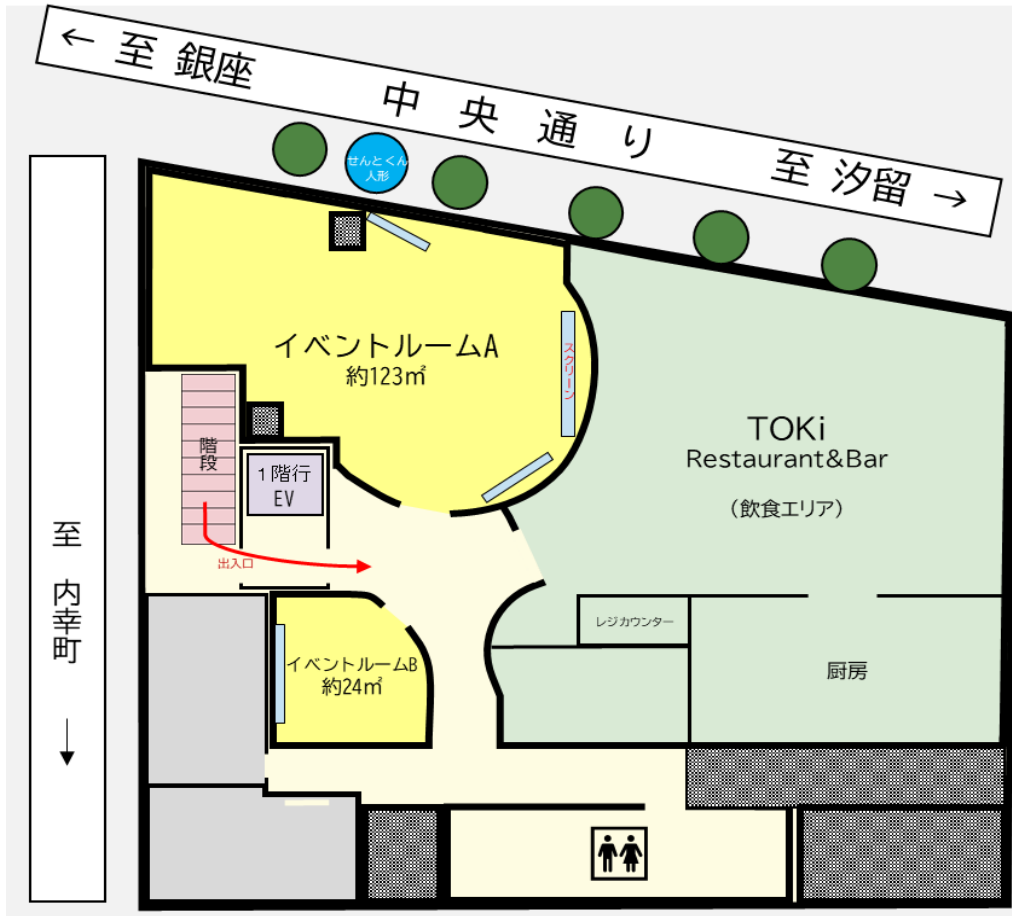
Cafe&Barまほら



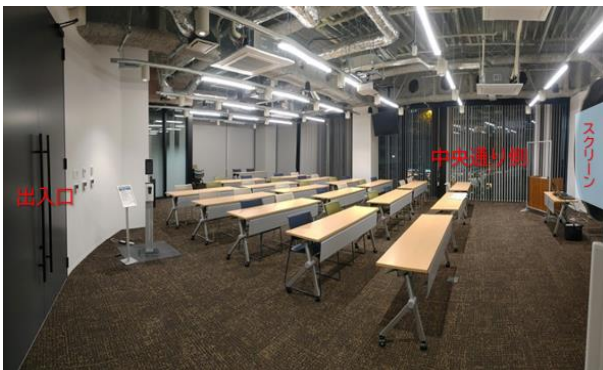
令和5年度は、移転2周年フェア時の大和橘に関する講座で、「トークイベント」や大和橘を用いた「特別メニュー提供」を実施。

他にも、季節に合わせた催事時には、ハウス柿や古都華（苺）を用いた特別メニュー提供等も実施。

2階



イベントルームA・B



TOKi (Restaurant&Bar)



令和5年度は、移転2周年フェア時に、「奈良のかき氷試食イベント」(1)や、「大和橋の魅力イベント」(2)を実施。

(1)はインフルエンサーを招くことで情報発信力を高め、(2)はテーマとなった大和橋を用いた特別メニューを「Cafe&Bar まほら」と「TOKi」で提供し、館として一体感のあるイベントとなった。

イベントルームBは、控え室としての使用を想定。

令和5年度は、移転2周年フェア時の「大和橋の魅力イベント」や、季節に合わせた催事時には、ハウス柿や古都華(苺)を用いた特別メニュー提供等も実施。